

## 別科と非正規課程における新たな基準の適用対象の判断基準について（案）

## 1. 適用対象の判断基準として用いるべき要素

留学生別科及び非正規留学生を受け入れる課程の目的・内容・対象者等が多岐に渡ることを踏まえ、今般の新たな基準の適用対象とすべき別科・課程は、以下の5つの要素に該当するか否かを基に判断すべきではないか。

## (1) 目的

- 大学学部進学、又は専修学校専門課程への進学を目的としているか

【論点1】学部・専修学校専門課程への進学以外の目的を含む場合であっても対象とするべきか

## (2) 対象者

- 大学学部正規生以外の者（非正規生・別科生）を対象にしているか

【論点2】学部正規生が対象に含まれている場合でも一定数（例えば50%、1名）以上が非正規・別科生であれば対象とするか

## (3) 入学（履修登録）時に求められる日本語能力

- 大学学部相当（N2）に満たない水準を求めているか

【論点3】明示的に入学時の日本語能力を求めている場合であっても、教材や入学者の実態等に照らして判断するか

## (4) 修了時に期待される日本語能力

- 大学学部進学相当（N2）以上の水準を求めているか

【論点4】明示的に修了時の目標水準を定めていない場合であっても、教材や修了者の実態等に照らして判断するか

## (5) 修了後の進学先

- 課程修了後、多くの者が大学学部、専修学校専門課程又は他の別科へ進学しているか

【論点5】進学先に大学院等の者が含まれている又は就職者が多数の場合であっても、一定数（例えば50%、1名）以上学部レベルへ進学していれば対象とするか

## 2. 適用対象とするか否かの判断方法

留学生を受け入れる課程の（１）目的、（２）対象者、（３）入学（履修登録）時に求められる日本語能力、（４）終了時に期待される日本語能力、（５）修了者の進学先、の５つの要素に該当する場合、新たな基準の適用対象であると判断することによいか。

**【論点 6】**（１）～（５）の要素全の一部でも該当すれば適用対象とするか